

# 通風筒及びその閉鎖装置の詳細検査に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 B 編

## 改正事項

通風筒及びその閉鎖装置の詳細検査に関する事項

## 改正理由

通風筒及びその閉鎖装置の欠陥を減少させることを目的に、本会は、定期検査時に通風筒及びその閉鎖装置の詳細検査を実施している。また更に、建造後 10 年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船並びに建造後 15 年を超える総トン数 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、定期検査時に加えて中間検査時にも詳細検査を要求することとしている。

しかしながら、通風筒及びその閉鎖装置の健全性は、定期検査における詳細な検査によって確保できることから、今般、上述の船舶に関して、中間検査時に詳細検査を実施する必要はないよう関連規定を改めた。

## 改正内容

建造後 10 年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船並びに 15 年を超える一般乾貨物船に関して、中間検査時に機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置の詳細検査を実施する必要はない旨規定した。